発議第　４　号

ゆたかな学びの実現・教職員定数改善を図るための、２０２７年度政府予算に係る意見書の提出について

地方自治法第９９条の規定により、国会及び関係行政庁に対し、ゆたかな学びの実現及び教職員定数改善を図るための、２０２７年度政府予算に係る意見書を別紙のとおり提出する。

令和　８　年　９　月２４日提出

提出者　　薩摩川内市議会
総務文教委員会
委員長　　山　中　真　由　美

提　案　理　由

学校現場では、解決すべき課題が山積しており、ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、教職員定数改善が不可欠であり、更なる学級編制標準の引下げと少人数学級の実現が必要である。

ついては、国会及び関係行政庁に対し、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善を図るため、２０２７年度政府予算に係る意見書を提出しようとするものである。

これが本案提出の理由である。

ゆたかな学びの実現・教職員定数改善を図るための、２０２７年度
政府予算に係る意見書（案）

学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など、解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、教職員定数改善が不可欠です。

給特法等改正を受け、義務標準法が改正され、小学校に続き中学校の学級編制標準は２０２８年度までに３５人に引き下げられます。今後は、きめ細かい教育活動を進めるために、更なる学級編制標準の引下げ、少人数学級の実現が必要です。

また、学校の働き方改革は、教育委員会作成の業務量管理・健康確保措置実施計画により進められますが、「３分類」にかかわらず業務の外部移行・委託を行うための国による自治体への財政措置等が不可欠です。

こうした観点から、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう、強く要請します。

記

１　学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教職員の増員や少数職種の配置増など、教職員定数改善を推進すること。
２　複式学級を解消すること。
３　特別支援学級籍の子どもを交流学級でも在籍児童生徒数としてカウントすること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

令和　８　年　９　月２４日

鹿児島県薩摩川内市議会

（提出先）
衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣